

チャレンジショップ運営業務公募型プロポーザル Q&A

令和6年12月13日現在
※Q&Aは随時更新されます。

| 内容 | 質問 | 回答 |
|---------------------------|-------------------------------------|--|
| 業務目的 | 1 本業務の目的について教えてください。 | 美祢市内での創業を希望される方や新規創業者に対し、実際の店舗運営が経験できる機会の提供、また、市役所新庁舎との相乗効果により周辺ににぎわいを創出することで、新規開業支援並びに地域の活性化に繋げることを目的としております。 |
| 応募条件 | 2 どのような業種が対象事業者となりますか。 | 本プロポーザルは、以下に記載する「飲食サービス業」を対象業種としております。 日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)大分類M—宿泊業、飲食サービス業のうち中分類76—飲食店及び中分類77—持ち帰り・配達飲食サービス業をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項、第2項又は第3項に規定するもの(公序良俗の観点から問題ないものを除く。)を除く。 |
| | 3 「創業」、「新規創業者」の定義について教えてください。 | 創業：事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること又は事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。 新規創業者：創業開始から6か月を経過していない個人又は法人であって、市内において新たに事業を開始する具体的な計画を有する方。 |
| | 4 既に事業を営んでいますが、本プロポーザルへの応募は可能ですか。 | 本プロポーザルは、「飲食サービス業」として創業を希望する方、又は新規創業者を対象としております。よって、2及び3に記載する内容に該当しない方は応募不可となります。 |
| | 5 申請者が2及び3の要件を満たしていれば複数名での運営は可能ですか。 | 可能ですが、業務の目的が「創業を希望される方や新規創業者が実際の店舗運営を経験できる機会の提供」となっておりますので、申請者が主体となって店舗運営を行う必要があります。 |
| | 6 応募にあたって居住要件はありますか。 | 居住について、美祢市内外を問いません。 ※ただし、参加資格要件として「美祢市に在住し、美祢市内において創業及び出店する意思があること」としてあります。 |
| | 7 参加資格について具体的に教えてください。 | 別添の「チャレンジショップ運営業務公募型プロポーザル実施要領」にて詳細をご確認ください。 |
| | 8 3か月間の出店を希望したいのですが、応募可能ですか。 | 契約期間は6か月間としています。よって、6か月未満の出店を希望される場合は応募不可となります。 |
| | 9 調理師免許を取得していませんが応募可能ですか。 | プロポーザル参加資格に「調理師免許を有していること」としているため、調理師免許をお持ちでない場合は応募不可となります。ただし、複数名にて運営を希望される場合、申請者以外の方が調理師免許を有していれば応募可能とします。 |
| | 10 応募方法や必要書類について教えてください。 | 別添の「チャレンジショップ運営業務公募型プロポーザル実施要領」にて詳細をご確認ください。 |
| 11 企画提案書の提出後、修正や追加は可能ですか。 | 提出期限を過ぎた修正や追加は不可となります。 | |
| 施設(店舗)利用について | 12 使用できる施設や設備について教えてください。 | 美祢市民会館旧食堂内に設置する既存の空調設備や厨房設備(ガスコンロ、ガスフライヤー、冷蔵庫など)を利用できます。別添の「備品一覧」にて詳細をご確認ください。 |
| | 13 営業日、営業時間について教えてください。 | 営業日:美祢市民会館の開館日(土日祝日を除く)は原則営業日としますが、市と協議の上、定休日を定めることは可能です。その際は利用者に周知を徹底することが必要です。 営業時間:施設開館時間内(午前9時から午後10時まで)で出店者が定めることとしますが、原則、週4日以上、かつ1日あたり4時間以上の営業が可能であることとしております。 |
| | 14 当初定めた営業時間の変更は可能ですか。 | 可能ですが、事前に市と協議が必要です。 |
| | 15 店舗入口等に看板を設置することは可能ですか。 | 看板の種類やサイズ等、契約候補者となった際に市と協議の上、決定いたします。なお、設置に要する費用は全て出店者の負担となります。 |
| | 16 Wi-Fiの利用は可能ですか。 | 可能ですが、電波状況により繋がりにくい場合があります。 |
| | 17 店舗内でBGMを流すことは可能ですか。 | 可能ですが、機器等については出店者にてご準備いただく必要があります。また、公共施設内であるため、音量等制限させていただく場合があります。詳細については契約候補者となった際に市と協議の上、決定させていただきます。 |

| | | | |
|-------------|----|-----------------------------------|--|
| 使用許可、費用について | 18 | 契約期間について教えてください。 | 契約期間は6か月間としております。ただし、次の出店者が未決定の場合は、最大で6か月間延長可能とします。 |
| | 19 | 契約期間の延長を希望する場合、いつごろ延長の可否が分かりますか。 | 契約期間満了の2か月前を目途に、延長の可否についてお知らせします。 |
| | 20 | チャレンジショップ出店にかかる賃貸料について教えてください。 | 無料です。ただし、光熱水費、通信運搬費や衛生管理費等、店舗運営に要する費用は全て出店者の負担となります。 |
| | 21 | 光熱水費の使用状況を確認する方法はありますか。 | 店舗内に設置されている各メーター（電気、ガス、水道）にて使用状況の確認が可能です。 |
| | 22 | 光熱水費の請求方法について教えてください。 | 各契約先から直接出店者へ請求されます。 |
| 設備、備品等について | 23 | 事前に設備や備品等を含め、店舗の内覧をしたいのですが可能ですか。 | 可能ですが、事前に市へご連絡ください。 |
| | 24 | 設備や備品が故障した場合、どのように対応すればよいですか。 | 故障や破損が発生した場合は、速やかに市へ報告ください。 |
| | 25 | 空調設備や厨房設備の調整・修理等の費用負担について教えてください。 | 既存の空調設備や厨房設備の修理費用等は原則、市が負担しますが、予算の都合により対応が遅れる場合がございます。 |
| | 26 | 新しい設備を設置したいのですが可能ですか。 | 設置の可否について事前に市と協議の上、決定いたします。なお、設置に伴う費用については全て出店者の負担となります。 |
| 提供メニュー等について | 27 | アルコール飲料の提供は可能ですか。 | 不可です。 |
| | 28 | 市販の飲食品販売は可能ですか。 | 可能です。ただし、市販の飲食品販売のみの店舗運営は不可となります。 |
| | 29 | 物販販売は可能ですか。 | 不可です。 |
| | 30 | 提供する品数に制限はありますか。 | ありませんが、複数メニューの提供が望ましいです。 |
| | 31 | 美祢市の特産品を取り入れたメニューが必須となりますか。 | 必須ではありませんが、市の特産品の魅力発信の観点からも、取り入れたメニューが望ましいです。 |
| | 32 | 他で調理した料理をチャレンジショップにて販売は可能ですか。 | チャレンジショップの厨房内で調理した料理の提供となります。ただし、食品営業許可を受けた施設にて調理されたものについては販売可能です。 |
| | 33 | テイクアウトは可能ですか。 | 可能です。ただし、チャレンジショップの厨房内で調理した飲食品、又は食品営業許可を受けた施設にて調理されたものに限りです。 |
| | 34 | 地域のイベントと連動して特別なメニューを提供することは可能ですか。 | 可能ですが、事前に市へご相談ください。 |
| 衛生管理等 | 35 | 衛生管理で必要な具体的な措置を教えてください。 | 店内（厨房含む）を常に清潔に保ち、食品衛生法に基づく措置を講じていただきます。また、食品衛生上の問題が発生した場合は、速やかに対応の上、その顛末について市への報告が必要となります。 |
| | 36 | ゴミの分別方法や回収業者の指定はありますか。 | ゴミの分別は市の規定に従い、一般廃棄物・産業廃棄物を適切に処理してください。回収業者等、ご不明な点は市へご相談ください。 |
| 選考プロセス | 37 | 選考はどのように行われますか。 | 書類審査及びプレゼンテーション審査を経て、選定します。プレゼン審査では、事業の実現可能性や地域への貢献度等が評価されます。詳細な審査基準については、「チャレンジショップ運営業務公募型プロポーザル審査基準」にてご確認ください。 |
| | 38 | 審査結果の通知はいつ、どのように行われますか。 | 審査結果は、選定後速やかに応募者全員に文書にて通知いたします。 |
| 出店期間満了後について | 39 | 出店期間満了後、美祢市内での開業が必須となりますか。 | 必須ではありませんが、プロポーザル参加資格に、「美祢市に在住し、美祢市内において創業及び出店する意思があること。」としております。 |
| | 40 | 出店期間満了後、市内にて開業する際に支援制度等がありますか。 | お手数ですが、美祢市観光商工部商工労働課までお問合せください。 |
| | 41 | 出店期間中や出店期間満了後、書類提出や現地確認等がありますか。 | 出店期間中に現地確認等実施する場合があります。また、出店期間満了後は実績報告書の提出と併せて、ヒアリング・アンケート調査等実施する場合がありますので、その際はご協力をお願いします。 |
| | 42 | 契約期間終了時の店舗明け渡しの際に発生する費用は誰が負担しますか。 | 契約期間満了日までに、原状回復することとしております。よって、原状回復に必要な費用については全て出店者の負担となります。 |

| | | | |
|-----|----|--|--|
| その他 | 43 | 当該業務の具体的な内容を教えてください。 | 別添「チャレンジショップ運営業務公募型プロポーザル実施要領」にてご確認ください。 |
| | 44 | 営業許可申請は誰が行いますか。また、申請にあたって市からのサポートはありますか。 | 契約締結後、出店者が申請を行いますが、申請時の添付書類として市側が所有する書類(図面等)が必要な場合は市にお申し出ください。なお、保健所の施設検査後、指摘に伴う施設改修にかかる費用については市が負担します。 |
| | 45 | 出店に必要な資格等がありますか。 | チャレンジショップ出店までに「食品衛生責任者」と「防火管理者」の2つの資格を取得しておく必要があります。なお、防火管理者の資格については市にお問い合わせください。 |
| | 46 | 出店の際に加入する各種任意保険加入にかかる費用は誰が負担しますか。 | 店舗総合保険、PL保険(生産物賠償責任保険)や施設賠償責任保険等加入される場合は、全て出店者の負担となります。 |
| | 47 | 問い合わせ先について教えてください。 | 郵便番号: 759-2292 住所: 美祢市大嶺町東分326-1 担当部局: 美祢市観光商工部商工労働課 電話番号: 0837(52)5224 メール: shoukou@city.mine.lg.jp |